

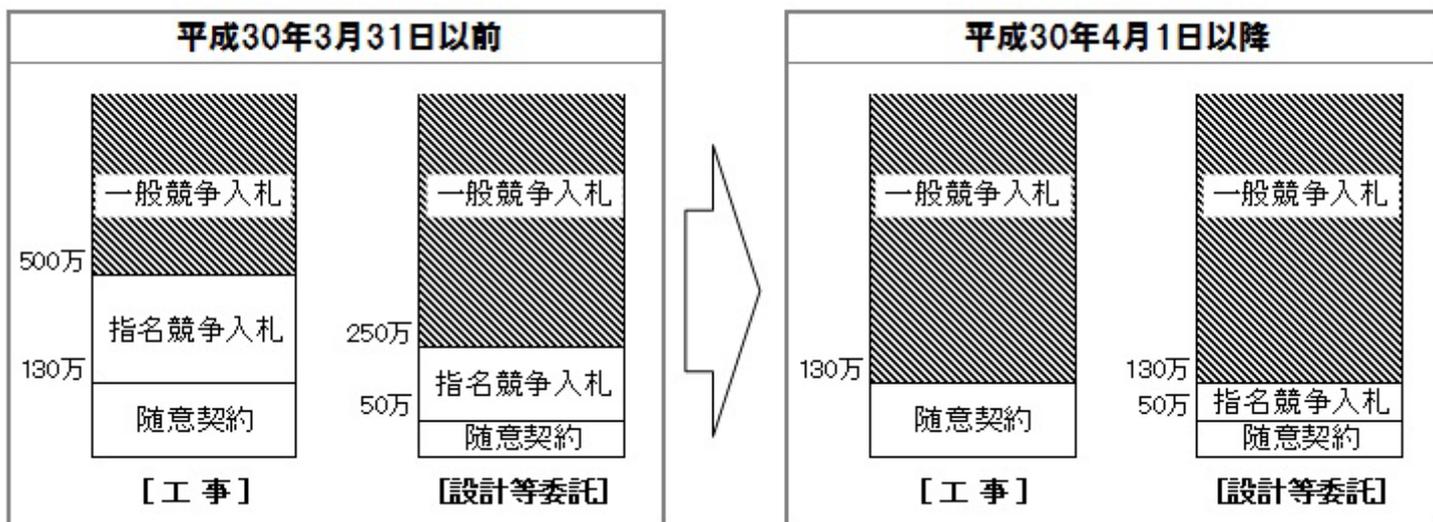
平成 30 年度建設工事等入札・契約制度の変更について

1 一般競争入札の対象範囲の拡大

・競争性、公正性及び透明性を確保する観点から、建設工事等の一般競争入札の対象範囲を、工事・委託とも 130 万円超まで拡大します。

(工事) 設計金額 (現行) 500 万円以上 ⇒ (変更後) 130 万円超

(委託) 設計金額 (現行) 250 万円以上 ⇒ (変更後) 130 万円超



●市が発注を予定する工事等の情報は、工事発注見通しでご確認ください。

平成 30 年度に発注を予定する工事等は、4 月 1 日（予定）に、帯広市ホームページで公表します。なお、予定情報は、随時、更新していますので、適宜、ご確認ください。

[帯広市ホームページ](#) > [産業・ビジネス](#) > [入札・契約](#) > [建設工事発注予定情報](#)

2 同日落札数制限方式の導入

・受注機会の確保や、過大受注による品質低下の防止などを目的として、同日落札数制限方式を導入します。

(1)同日落札数制限方式とは

●同一日（または告示期間が重なる場合）に、同一の工種かつ同一の等級で案件が複数ある場合に、予め、予定価格が高い順から開札することを定めておき、先に開札した案件で、落札候補者となった者のそれ以降の入札を無効とみなして落札者を決定する方式です。

(例)

1番工事 (予定価格:1000万円)			2番工事 (予定価格:900万円)			3番工事 (予定価格:850万円)		
開札順:1番目			開札順:2番目			開札順:3番目		
A社	930万円	落札	A社	850万円	無効	A社	800万円	無効
B社	940万円		B社	860万円	落札	B社	810万円	無効
C社	950万円		C社	870万円		C社	820万円	落札
D社	960万円		D社	880万円		D社	830万円	
E社	970万円		E社	890万円		E社	840万円	

- ①本方式の対象工事や落札順は、入札告示でお知らせします(例では、1～3番工事の3件)
- ②予定価格が高い1番工事⇒2番工事⇒3番工事の順に開札します。
- ③1番工事は、A社が最低価格で落札候補者となります。
⇒A社の2番・3番工事の入札は無効とみなします。
- ④2番工事は、A社を除いてB～E社の4社中、最低価格のB社が落札候補者となります。
⇒B社の3番工事の入札は無効とみなします。
- ⑤3番工事は、A社・B社を除いてC～E社の3社中、最低価格のC社が落札候補者となります。

(2)目的(どのような案件で実施するのか?)

●目的

本方式は、受注機会の確保や過大受注による品質低下の防止を目的として行うものです。

●次の要件のすべてに該当する案件において実施する場合があります。

工種が同一であること ・入札参加資格要件が同一であること ・工期が同一または重複すること ・対象案件数に対して競争性が確保できる参加者数が見込まれること ・告示日が同一または告示期間が一部重複すること

(3)対象工事等の周知について（対象案件はいつ分かるか？）

●本方式を適用する場合は、当該案件の入札告示でお知らせします。

告示でお知らせする主な内容は次のとおりです。

- ・当該入札案件が本方式の対象であること
- ・適用する他の案件の名称
- ・開札順

(4)適用の例外について

●本方式の対象工事等として入札告示した後に、競争性が確保できないおそれがあることが判明したときは、通常の入札に移行して執行します。

●この場合、同一の事業者が、複数の工事を落札する可能性があり、技術者の確保等において困難となることが想定されるため、開札直前まで入札を辞退できるようにします。

(5)そのほか(Q&A)

①同日に入札する案件全てが本方式の対象となるのか？1日の入札で1本しか受注できないのか？

上記（2）のとおり、本方式の対象工事は、受注機会の確保及び適正な施工管理の確保の観点から本方式の対象とすることが必要で、かつ、一定の要件を満たす案件に限定するものです。

本方式の対象とする一連の案件（入札告示でお知らせします）において、落札は1件に制限されますが、同日に実施する他の入札案件には影響ありません。

②本方式を適用する工事において、一つの案件を受注した業者を、他の案件の下請としてよいか？

本方式の対象案件は、受注機会の確保や過大受注による品質低下防止を目的としていますので、この趣旨を踏まえた適正な下請契約をお願いします。

③資本・人的関係のある業者が、本方式を適用する別々の工事に入札参加できるか？

できます。通常の入札と同様、同一案件でなければ、入札参加を制限していません。

④特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)での工事が、本方式の適用となる場合、代表者と構成員の組み合わせが一部重複して別々の工事に入札参加できるか？

○先に開札した案件で落札候補者となったJVの代表者は、以降の案件において、代表者、構成員に関わらず、落札候補者となることはできません（以降の入札を無効とします。）。

○先に開札した案件で落札候補者となったJVの構成員は、以降の案件において、代表者として落札候補者となることはできません（以降の入札を無効とします。）。

(例)1番工事で、(代表者)A社(構成員)B社のJVが落札候補者となった場合の、2番工事について

- ・パターン① (代表者)A社(構成員)B社 ⇒ ×(入札を無効とします)
- ・パターン② (代表者)B社(構成員)A社 ⇒ ×(入札を無効とします)
- ・パターン③ (代表者)AまたはB社(構成員)C社 ⇒ ×(入札を無効とします)
- ・パターン④ (代表者)C社(構成員)A社 ⇒ ×(入札を無効とします)
- ・パターン⑤ (代表者)C社(構成員)B社 ⇒ ○(入札は有効・落札候補者となります)

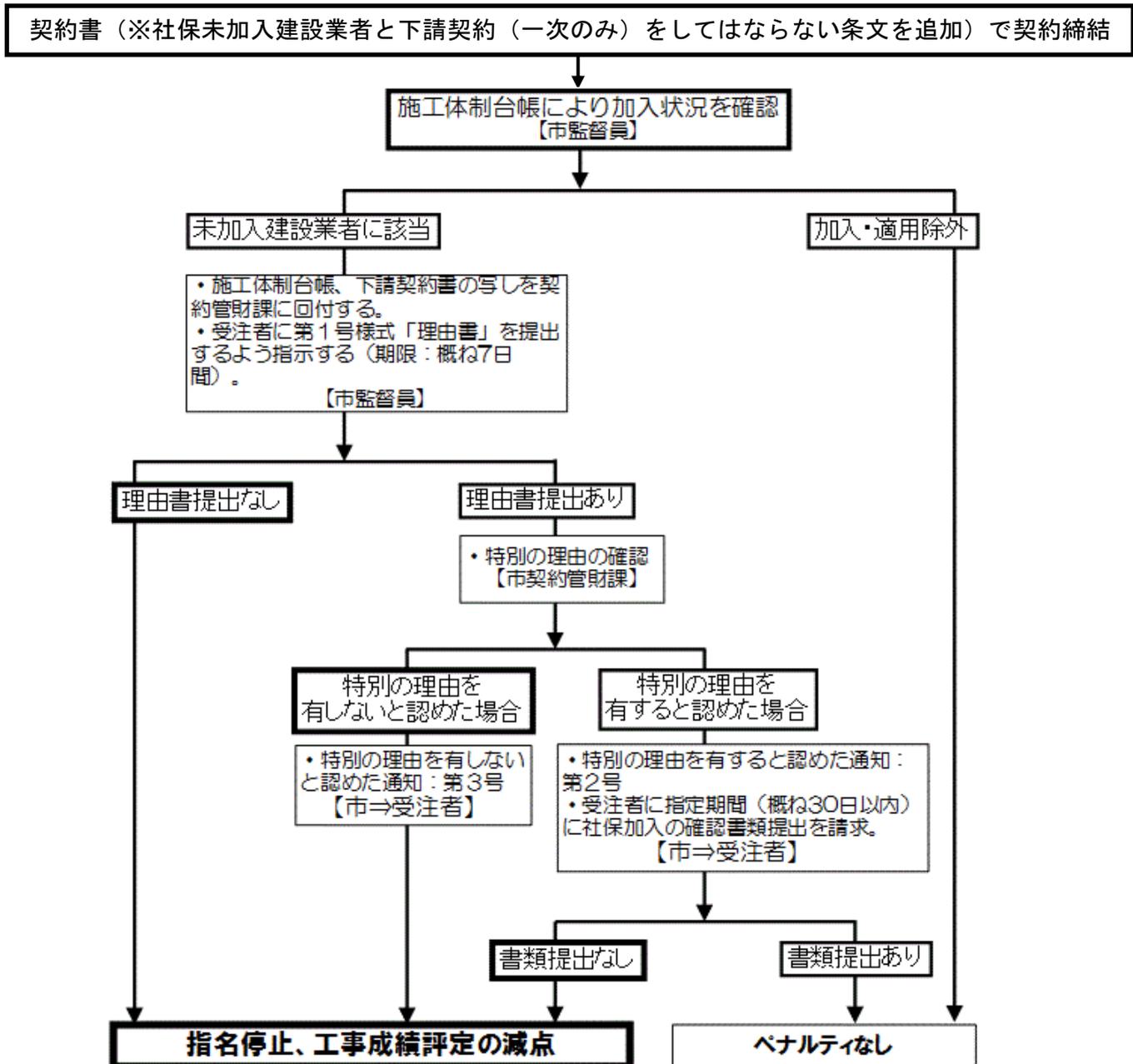
3 社会保険加入の義務化(一次下請まで)

・若年入職者の確保や企業間の公平で健全な競争環境の構築等を図る観点から、元請業者に加え、一次下請まで社会保険の加入を義務化します。

(1)下請契約(一次下請契約)の相手方としてはならない業者

- 一次下請業者のうち、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していない業者であって、建設業法第2条第3項に定める建設業者

(2)手続きの流れ



(3) 手続きに関するQ&A

① 対象となる工事は？

金額に関わらず、全ての工事が対象です。平成30年4月1日以降に告示または指名通知する案件から適用します。

② 社会保険の加入が必要となる条件は？

国土交通省から「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が示されていますので、こちらを参考としてください。

なお、本年1月に、本省から本ガイドラインにおける「適切な保険」の確認シートが配付されていますので、こちらをご活用ください。（市ホームページ内「入札情報」から参照できます）

③ 義務化の対象となる下請業者には、警備業者は含まれるのか？

今回の義務化では、建設業法に基づく一次下請業者を対象としていますので、警備業者は本制度には含まれません。また、二次以下の建設業者についても、現時点では、義務化の対象としていません。

ただし、義務化の対象外の下請業者で未加入がある場合は、引き続き、元請業者から加入を指導いただくようお願いします。

④ 下請業者の社保への加入状況をどのように確認すればよいか？

「元請・下請適正化指導確認チェックシート」を用いて次の書類等で加入を確認してください。

【経営事項審査（経審）を受けている場合】

経審（有効期限内のもの）の写し（一般財団法人建設業情報管理センターのホームページでも確認可）

【経審がない場合】▼[健康保険・厚生年金] 次のいずれか 「領収証書」、「社会保険料納入証明書」、「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」▼[雇用保険] 次のいずれか 「領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書」、「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」

⑤ 一次下請建設業者が未加入の場合、「特別の理由」として認められる場合とは何か？

設計図書等で示している特殊な技術、機器または設備（以下「特殊技術等」という）などが必要とされる工事のうち、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達成することが困難なことが明らかなもの、としています。

長年にわたり元請下請関係があり、他業者では施工の調整ができないなどは、理由と認められません。

⑥ 理由書を提出すれば、一次下請建設業者は未加入でもよいのか？

一次下請の建設業者が社会保険に未加入である場合は、理由書を提出し、指定期間（概ね30日）内に当該未加入事業者が社会保険に加入することが必要です。

理由書の提出がない場合や、理由が認められない場合、当該未加入事業者が指定期間内に社会保険に加入したことを確認できない場合、元請業者は、指名停止と工事成績評定の減点の措置を受けることとなります。